## 資 料

### 1 各委員からの具体的な提案一覧

本推進協議会では、各委員から具体的な事業提案があった。これらについて、今後秋田市で実施できる可能性や実施に向けての課題などを精査する必要があるが、取り組むべき課題の対応を検討する際の参考とされたい。

- ○公的施設などを活用し、身近な地域にある高齢者のためのサロンの場を作る。
- ○イライラせずに、高齢者ドライバーを温かく見守る意識を啓発するためのキャンペーンを展開する。
- ○福祉施設、企業などで所有する送迎用バスを、高齢者の買物支援や通 院援助に活用する。
- HOV レーン (規定人数以上が搭乗している車のみ走行可能な車線) など他都市の取り組みなどを参考に、バス事業以外の移動手段を検討し導入する。
- ○秋田駅を起点とした定額循環バスを運行させる。
- ○医療、介護、見守りなどに配慮した高齢者向け集合住宅を設置する。
- ○研修を受けたボランティアが地域の高齢者を見守る体制を作る。

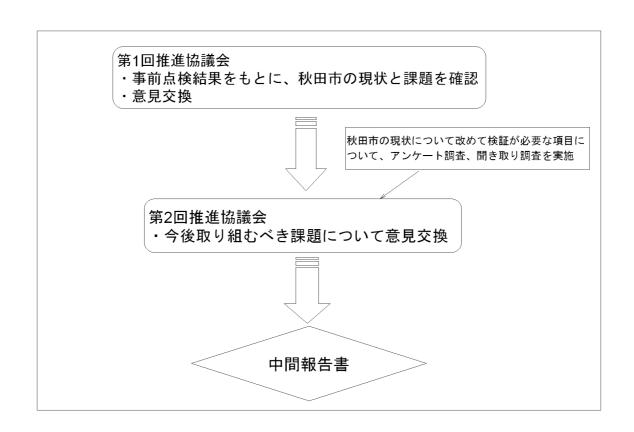
(参考例:東京都足立区のあんしんネットワーク)

- ○空き店舗を活用した高齢者の活躍の場を作り、世代間交流を促進する。 (伝統芸能の継承、子育て支援、体力づくりなど)
- ○有償ボランティア活動に地域通貨を取り入れる。
- ○循環バスが観光地を巡り、その場所で高齢者の観光ボランティアが活 躍できるようにする。
- ○広報あきたに高齢者に関する情報ページを新設する。
- 高齢者が確実に情報を得ることができるよう、繰り返し複数のメディアで情報を提供する。
- ○啓発・啓蒙活動として次のような活動を行う。

市長の宣言、広報誌・ポスター・広告等での情報発信、キャッチフレーズを活用したキャンペーン活動、マスコットキャラクターの作成、協賛企業の募集、町内会・自治会など地域の団体による活動展開、同じ構想を持つ他市町村と連携した高齢者にやさしい都市大会の開催など。

- ○エイジフレンドリーシティ構想推進のため、市役所に専門部署を設置する。
- ○1台の自動車を複数の人が共同で利用する「共同利用(カーシェアリング)」や、車やタクシーの同乗者を探し、交通費や料金を分担する「相乗り(ライドシェア)」を普及を図る。
- ○高齢者の孤立防止のため、「歩いて行ける身近なところにサロンを作る」 とともに、外出が困難な高齢者のための訪問事業を整備する。
- ○「ゆっくり運動」を展開する。店舗等でのレジの支払い、横断歩道の信号、歩く速さなど、高齢者も安心して安全に生活できるよう、みんなが心のゆとりを持つことが大切であることを啓発する。
- ○秋田の自然、物価の安さなどの暮らしやすさをアピールし、県外からの 移住促進を図る。
- ○市民がお互いに助け合うよう、互助の心を育てる運動を展開する。
- ○従来の家族観、仕事観、そして地域との絆など、これまでの既成概念では行き詰まりが生じている中、家族や地域の繋がり・社会のサポートシステムを確立し、孤立させない体制づくりを行う。

## 2 中間報告までのプロセス



## これまでの取り組み経過

H21年度	10月	・各種調査結果等、既存データの収集
	~ 3 月	・事前点検取りまとめ
	7月2日	・第1回秋田市エイジフレンドリーシティ構想推
		進協議会
	7 月	・推進のためのアンケート調査実施(8月取りまと
H22年度		め)
	7~8月	・推進のための聞き取り調査実施(18回実施)
	10月7日	・第2回秋田市エイジフレンドリーシティ構想推
		進協議会
	Н. 23	・第3回秋田市エイジフレンドリーシティ構想推
	3月28日	進協議会

# 3 平成22年度秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会委 員名簿

(敬称略、順不同)

氏 名	所 属 等
菅原 梯祐	公募委員
河内 依子	公募委員
大塚 妙子	(社)秋田市社会福祉協議会 常務理事・事務局長
佐藤 与志夫	(社)秋田けやき会 理事
三浦 昭一	秋田県生涯学習インストラクター会 会長
山内みどり	(有)華の豆会 代表取締役
山口 邦雄	秋田県立大学 システム科学技術部建築環境システム学科 准教授
鈴木 圭子	秋田大学医学部 准教授
笹尾 千草	アートスペース・ココラボラトリー 代表

以上9名

平成22年6月17日現在

#### 4 秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会設置要綱

秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会設置要綱

「平成22年5月10日 市長決裁

(設置)

第1条 エイジフレンドリーシティ構想(以下「構想」という。)の推進に向け、市民や関係団体より幅広い意見や提言を受け、市の施策のあり方の検討や市民福祉の向上を目的として、エイジフレンドリーシティ構想推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進協議会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項を協議し、市 長に提言書を提出するものとする。
  - (1) 構想の推進のための重点目標に関すること。
  - (2) 構想の推進のために行政として取り組むべき事項に関することおよびその取組時期に関すること。
  - (3) 構想の推進のために実施するアンケート調査に関すること。
  - (4) 市長への提言に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、構想の推進に向けて必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 推進協議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者から市長が委嘱する。
  - (1) 市民の代表者
  - (2) 市民団体又は福祉団体の代表者
  - (3) 学識経験者又は有識者
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 (任期)
- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

- 第5条 推進協議会に、会長および副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、必要に応じて協議会を招集する。
- 4 副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 会長および副会長の任期は、委員としての任期による。

(会議)

- 第6条 推進協議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。

(事務局)

第7条 推進協議会の事務局を、秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課に 置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年5月10日から施行する。
  - (推進協議会の招集の特例)
- 2 この要綱の施行後最初に招集される推進協議会の会議および第3条 第2項の規定による委員の委嘱後最初に招集される推進協議会の会議 は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

#### 5 脚注一覧

\* 1 超高齢社会

一般に、高齢化率(全人口に対する65歳以上の人口比)が21%を越えた社会を超高齢社会と呼んでいる。7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」と呼んでいる。

\* 2 エイジフレンドリー シティ

エイジフレンドリーシティとは世界保健機関 (WHO)が2007年に公表した「Global Age-friendly Cities: A Guide」において示された言葉である。本市では、これを日本で翻訳・公刊した書籍"WHO「アクティブ・エイジング」の提唱(萌文社)"を参考に、「エイジフレンドリーシティ」を「高齢者にやさしい都市」という意味であるとし、併記している。

\*3 世界保健機関

World Health Organization 略称WHO。保健衛生の分野で国際協力を行う国連の専門機関の一つである。

\*4 プロジェクト

研究・事業などの計画。

\*5 トピック

論題。題目。

\*6 社会的包摂

全ての人々を地域社会を構成する一員として受け入れる理念。

\*7 バリアフリー

高齢者や障がい者などが生活していくうえで、

障壁 (バリア) となるものを取り除くこと。

\*8 マイタウン・バス

郊外の移動手段の確保のために、秋田市が委託 運行するコミュニティバス等のこと。

\*9 シャトルバス

定期的に往復するバス。

\*10 アクセスガイドマップ

目的地につながる通路や交通機関などを示した道案内地図。

\*11 レクリエーション

肉体的・精神的疲労をほぐし、元気を回復する ために休養をとったり娯楽を行ったりするこ と。また、その休養や娯楽。

\*12 買物弱者

流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々のこと。

\*13 情報機器

情報に接続するための機器・機械。コンピュ ータ、固定電話、携帯電話など。

\*14 交通弱者

障がい者、高齢者、妊婦、乳幼児を伴った者、 子ども等、移動においてなんらかの不便を感 じる者。